

2024. 5. 28

iDeCo をめぐる改革案

～制度の見直しだけでなく、制度内容の理解を促す必要～



経済調査部 エコノミスト
木村 彩月

ポイント

- 政府は今年6月にとりまとめる「骨太の方針」で、iDeCoの拠出上限額の引き上げの検討について明記する予定
- 現行制度では、公的年金の被保険者種別により加入可能年齢に差異が生じており、是正が必要。拠出額についても、ライフステージや経済事情に合わせ、柔軟な拠出を可能とすることが求められる
- 国民の制度内容に対する理解も進んでいない。金融経済教育推進機構などの取組みが、制度の理解度向上につながるかが課題

1. 政府は骨太の方針で iDeCo の拠出上限額引き上げについて明記する予定

政府は、今年3月に「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下、基本方針）」を閣議決定した。この基本方針では、「国民の安定的な資産形成に資する制度の整備」の一環として、個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額の引き上げや加入可能年齢の上限引き上げのほか、各種手続の簡素化・迅速化等について検討を進めることが示された。一部報道によれば、政府は6月にとりまとめる経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）においても、iDeCoの拠出上限引き上げの検討について改めて明記するとされている。

iDeCoは老後に向けた資金形成を目的に加入者自ら掛金を拠出、運用する私的年金制度である（図表1）。2001年に国民年金第1号被保険者（自営業者等）と企業年金のない第2号被保険者（会社員・公務員等）のための制度として創設されたのち、2017年の加入対象範囲の拡大等をはじめとする、

（図表1）iDeCo制度の概要

| | |
|-------|--|
| 実施主体 | 国民年金基金連合会 |
| 加入対象者 | 国民年金第1～3号被保険者、任意加入被保険者 |
| 掛金 | 原則加入者拠出 |
| 拠出限度額 | ①国民年金第1号被保険者：6.8万円 ②国民年金第2号被保険者： ・確定給付型年金及び企業型DCに加入していない場合（公務員を除く）：2.3万円 ・企業型DCのみ加入している場合：2.0万円 ・確定給付型年金のみ、または確定給付型年金と企業型DCの両方に加入している場合：1.2万円 ・公務員：1.2万円 ③国民年金第3号被保険者：2.3万円 ④国民年金任意加入被保険者：6.8万円 |
| 税制 | ・拠出時：掛金が全額所得控除 ・運用時：運用益は非課税 ・給付時：＜年金として受給する場合＞公的年金等控除 ＜一時金として受給する場合＞退職所得控除 |

（出所）厚生労働省より明治安田総研作成

（図表2）iDeCo制度の主な改正

| | |
|----------|---|
| 2017年1月 | ・加入可能範囲の拡大 企業年金のある第2号被保険者、共済年金加入者、第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大 |
| 2018年1月 | ・掛金の年単位化の導入 複数月、年間まとめた拠出が可能に |
| 2022年4月 | ・受給開始時期の選択肢の拡大 受給開始時期の上限が70歳から75歳へ延長 |
| 2022年5月 | ・加入可能年齢の拡大 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者・第2号被保険者等が加入可能に |
| 2022年10月 | ・企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 企業型年金規約の定めによりこれまでiDeCoに加入できなかった企業型DC加入者も加入可能に |

（出所）厚生労働省

各種の制度改正の進展とともに加入者が拡大してきた経緯がある（図表2）。国民年金基金連合会によれば、2024年3月末時点のiDeCo加入者数は約329万人と、2016年同時期（45万人）との比較では約7倍に増加している。

2. 拠出限度額の引き上げ方法には工夫が必要

iDeCoの加入者は、国民年金の被保険者の種別に応じ、第1～4号加入者に分けられているが（図表3）、国民年金基金連合会が公表している「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」（2023年3月）で、加入者種別の拠出額（月額）の分布を確認すると、第1号加入者（拠出上限額：6.8万円）のうち、拠出額が65,000円以上の割合は21.0%にとどまる一方、第2号加入者では、拠出額が20,000円以上の企業年金未加入者（同2.3万円）が58.9%、10,000円以上の共済組合加入者（同1.2万円）が88.2%を占めている（図表4）。第3号加入者（同2.3万円）でも20,000円以上が51.2%、第4号加入者（同6.8万円）でも65,000円以上が55.0%と半数以上となっている。政府が検討している拠出限度額の引き上げが実現すれば、拠出額はさらに増加することが見込まれる。

拠出額を年齢別に確認すると、いずれの加入種別でも、若年期に比べ所得が増加していると考えられる中高年齢期の加入者ほど拠出額が大きい（図表5）。政府は、拠出額の引き上げ方法についての方針は明らかにしていないものの、こうした状況を踏まえると、退職の時期が近づき、老後に向けた資産形成への意識が高まりやすい中高年齢期において追加拠出できる仕組みや、若年期に拠出できず未活用となった拠出枠を繰り越して使用できるようにする仕組みを導入することが有効と考えられる。実際、米国のDC制度では、キャッチアップ拠出と呼ばれる50歳以上の加入者の拠出限度額を拡張する仕組みが設けられており、米資産運用会社Vanguardによれば、その利用率は50歳以上の加入者の約2割となっている。

また、拠出額の引き上げに加え、拠出額の下限（現行では5,000円）引き下げに関する検討も必要と考えられる。これにより、相対的に拠出額の低くなりやすい若年層の加入ハードルを低下させるとともに、個々のライフステージや経済事情に応じ、拠出が困難な時期に拠出額をさらに抑えることも可能となる。利用者に対してより裁量を与えるかたちで使い勝手を良くすることで、全世代で加入率の向上につながることも期待できる。

（図表3）iDeCo加入者種別

| 国民年金の被保険者種別 | iDeCoの加入者種別 |
|-------------|-------------|
| 第1号被保険者 | 第1号加入者 |
| 第2号被保険者 | 第2号加入者 |
| 第3号被保険者 | 第3号加入者 |
| 任意加入被保険者 | 第4号加入者 |

（出所）国民年金基金連合会

（図表4）iDeCo加入者種別掛金額（階層別分布）

| 掛金額 （月額） | 第1号 加入者 | 第2号加入者 | | | 第3号 加入者 | 第4号 加入者 | |
|-------------|------------|--------------|-------------|-----------|------------|------------|------|
| | | 企業年金 未加入者 | 企業年金 加入者 | 共済 組合員 | | | |
| ～9,000円 | 21.8 | 15.5 | 17.3 | 14.5 | 11.8 | 26.9 | 5.2 |
| 10,000円～ | 20.1 | 45.8 | 20.0 | 77.9 | 88.2 | 19.0 | 5.3 |
| 15,000円～ | 3.2 | 2.3 | 3.8 | 0.5 | | 2.9 | 1.2 |
| 20,000円～ | 14.4 | 36.3 | 58.9 | 7.2 | | 51.2 | 11.4 |
| 25,000円～ | 1.4 | | | | | | 1.5 |
| 30,000円～ | 7.7 | | | | | | 6.0 |
| 35,000円～ | 0.9 | | | | | | 1.1 |
| 40,000円～ | 2.0 | | | | | | 2.4 |
| 45,000円～ | 0.6 | | | | | | 0.8 |
| 50,000円～ | 5.2 | | | | | | 7.4 |
| 55,000円～ | 0.4 | | | | | | 0.2 |
| 60,000円～ | 1.3 | | | | | | 2.5 |
| 65,000円～ | 21.0 | | | | | | 55.0 |

（出所）国民年金基金連合会

単位：%

（図表5）年齢階層別掛金額の分布

| 加入者種別 | 拠出額 | 年齢階層 | | | | | |
|-----------------|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| | | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | | |
| 第1号 加入者 | 5,000円～9,000円 | 46.2 | 27.3 | 20.0 | 17.8 | | |
| | 10,000円～19,000円 | 24.0 | 23.5 | 22.9 | 23.3 | | |
| | 20,000円～29,000円 | 11.2 | 15.1 | 16.2 | 16.6 | | |
| | 30,000円～39,000円 | 4.7 | 7.9 | 9.4 | 8.9 | | |
| | 40,000円～49,000円 | 1.0 | 2.0 | 2.9 | 2.8 | | |
| | 50,000円～59,000円 | 2.1 | 4.2 | 5.8 | 6.5 | | |
| | 60,000円～68,000円 | 11.0 | 20.0 | 22.8 | 24.2 | | |
| 第2号 加入者 | 拠出額 | ～19歳 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
| | 5,000円～9,000円 | 66.1 | 34.5 | 20.6 | 13.9 | 11.0 | 5.7 |
| | 10,000円～14,000円 | 24.6 | 46.5 | 49.8 | 46.2 | 44.0 | 31.2 |
| | 15,000円～19,000円 | 0.4 | 2.2 | 2.3 | 2.5 | 2.3 | 1.7 |
| 第3号 加入者 | 拠出額 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | | |
| | 5,000円～9,000円 | 63.3 | 45.0 | 23.7 | 14.7 | | |
| | 10,000円～14,000円 | 18.1 | 20.1 | 20.0 | 17.3 | | |
| | 15,000円～19,000円 | 1.9 | 2.6 | 3.4 | 2.6 | | |
| 第4号 加入者 | 拠出額 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | |
| | 5,000円～9,000円 | 40.4 | 19.6 | 10.9 | 8.3 | 4.1 | |
| | 10,000円～19,000円 | 28.1 | 20.3 | 18.5 | 20.0 | 5.3 | |
| | 20,000円～29,000円 | 8.8 | 18.9 | 21.8 | 18.3 | 12.4 | |
| | 30,000円～39,000円 | 5.3 | 4.1 | 6.7 | 6.7 | 7.2 | |
| | 40,000円～49,000円 | 0.0 | 1.4 | 1.7 | 1.7 | 3.3 | |
| | 50,000円～59,000円 | 5.3 | 10.1 | 8.4 | 10.0 | 7.5 | |
| 60,000円～68,000円 | 12.3 | 25.7 | 31.9 | 35.0 | 60.1 | | |

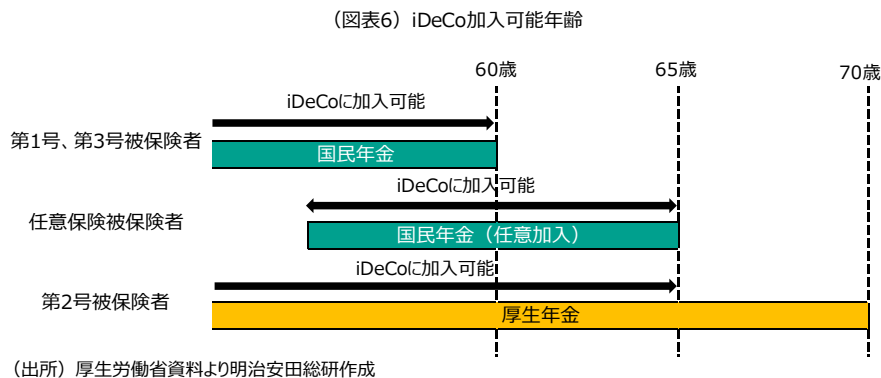
（出所）国民年金基金連合会

単位：%

3. 加入可能年齢は公平な制度設計が求められる

加入可能年齢の引き上げについては、2021年の高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となったことを踏まえたものであり、政府は加入可能年齢を70歳まで引き上げる意向を示している。現行制度においては、iDeCoに加入できる対象者は、公的年金の加入者と同様の範囲となっており

(図表6)、国民年金の被保険者種別によって加入可能年齢が異なる。たとえば、厚生年金に加入している第2号被保険者（会社員・公務員等）では65歳まで掛金を拠出することができる一方、国民年金に加入している第1号被保険者（自営業者等）や第3号被保険者（専業主婦（夫））では、保険料納付済期間が40年（480ヵ月）を超えた場合には、国民年金の被保険者としての資格が失われ、iDeCoにも加入できなくなる。定年のない自営業者では、60歳以降も働いているケースは少なくない。「労働力調査（2022年）」によれば、自営業者全体に占める65歳以降の割合は約4割となっている。加入可能年齢については、働き方によらない公平な制度設計が求められる。政府は、2024年に予定されている年金制度改正において、公的年金の制度も含め、加入可能年齢や前述の拠出限度額の引き上げ等に関する検討を行なう予定である。

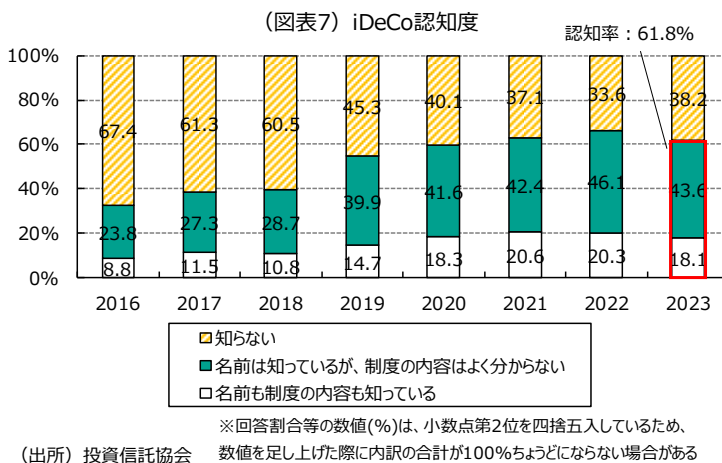


4. 制度内容に対する理解は進んでいない

iDeCo加入者は2017年の制度改正などを契機に、着実に加入者数を伸ばしてはいるものの、公的年金の被保険者数が6,744万人（2022年度末時点）であることを踏まえれば、加入者数を拡大させる余地はまだ大きい。

投資信託協会が実施した「投資信託に関するアンケート調査（NISA、iDeCo等制度に関する調査）」（2023年）では、iDeCoの名前を知っているとの回答（認知率）は約6割となっているものの、制度の内容について知っていると回答した人の割合は2割に満たない（図表7）。過去調査の推移を見ても、制度内容に対する理解はここ数年進展していない様子が示されている。

老後の所得を保障するうえで柱となる公的年金とともに、個人の自助努力による老後に向けた資産形成という点で、iDeCoやNISA制度は、今後よりいっそう重要な役割を担うことが期待されるが、利用者がそれぞれの制度のメリットや特性を理解したうえで、資金使途や保有資産の状況等に照らし、適切な資産形成ができているかが重要である。冒頭で記載の「基本方針」では、資産形成支援のための施策として、今年4月に設立された金融経済教育推進機構を活用する方針が示されている。具体的には、機構を通じて学校や教員研修の場等へ講師を派遣し、学校における金融経済教育の充実化を図るほか、機構で定める認定要件に合致し、所定の審査を通過した個人を一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザーとして認定、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度や



家計管理、生活設計等についてアドバイスを行なうことが可能となる予定である。今後は、こうした取組みを制度の理解度向上につなげられるかが課題となる。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 経済調査部 エコノミスト 木村 彩月

電話番号：03-6261-7947

e-mail：sa2-kimura@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411